令和5年度第2回

一宮市都市計画審議会 議事録

一宮市都市計画審議会議事録 (令和5年度第2回)

次の議案を審議するため、一宮市都市計画審議会が令和6年2月7日午前9時30分、本庁舎11階11 01・1102会議室に招集された。

記

1. 諮問事項

議案第1号 尾張都市計画道路の変更(愛知県決定) 議案第2号 一宮市都市計画に関する基本的な方針の改定

2. 報告事項

報告第1号 市街化調整区域内地区計画運用指針の改定について

3. 出席委員 15名

小野 悠、川口 暢子、嶋田 喜昭、夏目 欣昇、吉田 明 平松 邦江、則竹 安郎、髙橋 一、森 ひとみ、渡部 晃久、井田 吉彦、 石田 智子、竹内 嘉章、中神 一明(代理出席:青山 裕二)、二ノ宮 明彦

[事務局]

まちづくり部長 中川 哲也 まちづくり部参事 谷 聖まちづくり部次長 武馬 雅志

都市計画課長 木下 卓治 同都市計画・広域事業G専任課長 小川 真太郎 同G課長補佐 藤本 博文 同G課長補佐 関谷 俊行

同G主査 平子 浩士 同G技師 竹谷 正博

会議顛末

開 会 午前9時30分

(開会のことば)

事 務 局

お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまより、令和5年度 第2回 一 宮市都市計画審議会を開催させていただきます。

本日は、ご多忙のところ、当審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席委員は、15名でございます。一宮市都市計画審議会条例第6条第2項の 規定により、過半の委員の出席がございますので、会議は成立しております。

なお、豊島委員、淺岡委員は本日ご都合が悪く、欠席されております。

中神委員におかれましては、本日ご都合が悪く欠席されておりますが、一宮市都市計画 審議会運営規則第5条に基づき代理が認められておりますので、愛知県一宮警察署交通課の 青山裕二様に代理出席いただいております。

小野委員におかれましては、10時30分頃、所要により会議の途中で退席予定と伺っております。お時間の許す限りご審議に参加頂くこととなりますので、よろしくお願いいたします。

また、本日の議案におきまして、一宮市都市計画審議会運営規則第6条に規定する除斥の 対象となる委員はおみえになりませんので、併せてご報告させていただきます。

本日は、議案の審議として2議題、報告事項として1案件がございます。

それでは、会長にはごあいさつと、その後の議事の進行をお願いいたします。

(会長あいさつ)

会 長

会長を務めさせていただいております、嶋田でございます。

本日は、本年度第2回目ということで、今年初の審議会となりますが、今年は前途多難なスタートで、元日に能登半島地震、その翌日には飛行機事故があり、この先どうなるのかなと思っているなか、先日は大雪で名神高速の立ち往生があり、首都圏も大雪で交通がマヒしており、何が起こるかわからないので、日々リスクを考えて生活しないといけないなと考えております。

さて今回は、議案として2件、報告事項として1件用意されておりますので、本日も忌憚ないご意見よろしくお願いいたします。

(議事録署名者の決定)

会 長

次に、本日の議事録署名者を決めさせていただきます。

当審議会運営規則第10条には、議事録署名者2名を、会長が指名することとなっております。

議事録署名者は、名簿の上から順にお願いしたいと思います。髙橋委員と森委員、よろ しくお願いいたします。

(議案の審議)

会 長

それでは、本日の議案の審議に入らせていただきます。議案第1号「尾張都市計画道路の変更(愛知県決定)」についてご審議賜りたいと思います。

事務局、説明をお願いします。

事 務 局

はい、会長。

会 長

はい。

事 務 局

議案第1号につきまして、ご説明させていただきます。

こちらは、名岐道路の決定と、それに関連する都市計画道路の変更に関する案件でございます。愛知県決定とは、都市計画道路の全部 あるいは、一部が国道、県道となっている路線の変更です。今回の変更内容は、愛知県決定ではありますが、都市計画法第18条第1項の規定により、県決定に先立ち、関係する市町村である一宮市に、意見を求められております。本審議会では、諮問案件としてご審議いただきますので、よろしくお願いいたします。

お配りしている資料、冊子をご覧ください。都市計画図書としまして、計画書・総括図・計画図があり、その変更の理由を、記載した理由書について、ファイルにとじております。計画書及び理由書は、A4サイズ、総括図、計画図は大きい図面ですので、折りたたんで封筒に入れております。説明では、議案説明用にお配りしたA3サイズの概要版を用いて、説明いたします。

1ページ目の左側をご覧ください。はじめに1.路線の概要について、説明します。今回、都市計画の手続きを行う路線の名岐道路は、一宮市を介して、名古屋都心部と岐阜圏域を結び、東海北陸自動車道、名神高速道路、名古屋第二環状自動車道及び名古屋高速道路と一体となって名古屋から岐阜圏域の社会経済活動を支える重要な道路です。現在では、清洲ジャンクションから名古屋高速道路一宮中入口までの区間が、平成17年に名古屋高速道路16号一宮線として、供用しております。今回、一宮中入口から東海北陸自動車道一宮木曽川インターチェンジまで、延伸する計画になっております

下半分2.1と2.2をご覧ください。名岐道路は、尾張都市計画区域マスタープラン及び一宮市都市計画マスタープランに、それぞれ位置付けられています。尾張都市計画区域マスタープランにおいて、力強い愛知を支えるさらなる産業集積の推進に向け、「広域幹線道路網の充実や空港、港湾、高速道路インターチェンジ、産業集積地などへのアクセス道路の整備を推進」すると方針を挙げており、名岐道路は、整備を推進していく、主要な施設として位置付けられています。一宮市都市計画マスタープランにおいては、名岐道路延伸区間について、かねてより「関係機関との整備促進に向けた調整を行います。」と方針を掲げており、産業振興などに資する、重要な広域幹線道路として、位置付けています。

1ページ右側の3. 都市計画変更の概要【総括図】をご覧ください。都市計画変更の内容としまして、都市計画道路の中、1・3・2号名岐道路ほか8路線を変更します。こちらの図は、総括図であり、今回変更する路線の位置及び内容を記載しており、A0サイズで封筒に入れている図面となります。今回、概ね赤で囲う箇所の都市計画道路の変更を行います。変更する区域を赤色で塗りつぶしており、交差箇所が追加される位置を赤マルで示し、路線名と変更内容を旗上げしております。

その下側、4. 都市計画変更の理由をご覧ください。都市間のアクセス性の向上、国道

22号等の交通混雑の緩和及び交通安全の確保を図るため、1・3・2号名岐道路を東海北陸自動車道一宮木曽川インターチェンジまで、約5.9km延伸します。一宮木曽川インターチェンジ付近では、名岐道路と東海北陸自動車道、高山方面を互いに、接続する連結路を設け、ジャンクション化を図り、接続性を向上させます。また、一宮市街地などの周辺地域を発着点とする交通について、名岐道路への転換を促進するため、右図の青矢印で示す位置に出入口を、新たに設けます。そして、名岐道路に接続、交差する3・1・4号国道22号線、3・3・2号北尾張中央道、及び3・4・19号今伊勢三ツ井線等についても、安全かつ円滑な交通処理を図るため、構造及び一部区間の区域の変更を行います。さらに、名岐道路と名神高速道路の接続性の向上のため、1・3・2号名岐道路の一宮インターチェンジ部において、新たな連結路の追加のため、区域の変更を行います。

2ページ目5. 1変更内容をご覧ください。ここからは、計画図等の図面を用いて、説 明いたします。下の計画図(1)では、変更する箇所を赤い実線、変更前の箇所を黄色の 実線で、変更が無い箇所は、黒色の実線で着色し、大きく矢印やハコ書きをしていますの で、参考にご覧ください。計画図では、変更内容として、「名岐道路」を、また関連する 都市計画道路「北尾張中央道」、「国道22号線」の都市計画変更について説明します。路 線名:「1・3・2号名岐道路」では、計画図の左側、南から、図の右側、北へ、東海北 陸自動車道一宮木曽川インターチェンジまで延伸し、位置及び区域を変更します。車線数 及び標準幅員は、4車線、26mとしております。出入口は、専用部の右側から国道22号線へ 出入りするセンターランプ構造です。出入口として、下図の青色矢印箇所、下沼町4丁目 地内に名古屋方面への入口、及び、朝日2丁目地内に、岐阜方面への出口を設けます。路 線名「3・3・2号北尾張中央道」では、名岐道路の計画に関連して都市計画を変更しま す。下の図の北尾張中央道の赤矢印で旗上げしている区間です。車線数及び標準幅員は、 4 車線、23mとしております。一宮各務原線から常願通7丁目交差点での区間については、 常願通7丁目 交差点の西側の幅員を26mから32.5m、一宮各務原線及び市道0103号線との 交差点の幅員を、23mから26mに見直します。路線名「3・1・4号国道22号線」では、下 の図の国道22号線の赤矢印の区間および赤丸で旗上げしている箇所の変更です。車線数及 び標準幅員は、6車線、42mとしております。名岐道路の延伸に伴い、国道22号線の副道を 廃止するなど、車道部及び歩道部の構成を見直し、中央帯において名岐道路の橋脚等を整 備してまいります。常願通7丁目交差点の南側では、左折専用レーンを配置し、幅員を42m から44mに見直します。また、常願通7丁目交差点及び東島町交差点において、隅切り部の 区域を拡大します。

続きまして、3ページ目5.2変更内容をご覧ください。こちらの計画図(2)では、「名岐道路」と関連する都市計画道路「国道22号線」、「今伊勢三ツ井線」及び「光明寺街道線」の都市計画変更について、説明します。路線名:「1・3・2号名岐道路」では、一宮木曽川ジャンクション(仮称)の図、イメージのように、名岐道路(名古屋方面)と東海北陸自動車道(高山方面)を繋ぐ2本の連結路を設けます。また、出入口として、青色矢印箇所、高田字池尻地内に名古屋方面への入口及び佐千原字梅坪地内に岐阜方面への出口を設けます。路線名「3・1・4号国道22号線」では、下図の国道22号線の赤矢印で旗上げしている区間の変更です。県道大垣江南線との立体交差部の北側については、本線と沿道に高低差が生じるため、副道を配置し、約280mの区間において、幅員を42mから54.3mに見直します。路線名「3・4・19号 今伊勢三ツ井線」では、下図の今伊勢

三ツ井線の赤矢印で旗上げしている区間です。国道22号線から光明寺街道線までの区間については、自転車通行帯を配置し、一般部の幅員を12mから16m、交差点部の幅員を16.75mから19mに、見直します。また、周辺土地利用への影響を少なくするため、国道22号線の東西の道路線形の見直しも行います。路線名「3・5・31号光明寺街道線」では、下図の光明寺街道線の赤矢印で旗上げしている区間です。今伊勢三ツ井線から北側の区間及び今伊勢三ツ井線との交差点において、自転車通行帯を配置し、一般部の幅員を12mから14.5m、交差点部の幅員を16.75mから17.5mに見直します。

続いて、4ページ目の左側5.3変更内容をご覧ください。計画図(3)では、一宮インターチェンジ付近の都市計画変更について説明します。路線名:「1・3・2号名岐道路」では、一宮インターチェンジの図、イメージのように、名岐道路の岐阜方面と名神高速道路を繋ぐ2本の連結路を設けます。その下側5.4変更内容では、路線名3・3・2号北尾張中央道ほか6路線について、名岐道路の延伸に伴い、自動車専用道路と幹線街路との立体交差が新たに生じるため、各幹線街路の構造を変更(立体交差の箇所数を1箇所追加)します。以上が、都市計画道路の変更に関する内容でございます。

参考としまして手続き状況について、右側の図をご覧ください。現在は、図の赤い点線部分の段階であり、直近では、今週末の2月10日(土)に、愛知県が一宮市役所において、環境影響評価準備書に関する公聴会を開催する予定です。今後においては、引き続き、愛知県において、環境影響評価書の作成、都市計画審議会の審議、都市計画決定の告示へと進める手続きとなります。

以上、議案第1号の説明を終わらせていただきます。

会 長

ありがとうございました。本件につきまして何かご質問、ご意見ございましたらお願い します。

委 員

私の方から何点か確認させてください。尾張都市計画道路の変更ということでございますが、今回お示しいただいた計画の変更につきまして、立体交差や幅員の変更は理解するのですが、構造の形状に関してもこれで決定となるのでしょうか。後で変更することができるのか確認させてください。

これで構造が確定ということであれば、今回の計画に関して、設けられる出入口は全て南向き名古屋方面からの出口と名古屋方面へ向かう入口しかありませんが、これが将来的に延ばされたときの準備工として、岐阜方面へのアクセス路はどういう構想をもっていらっしゃるのかがひとつ。さらに、先ほどの今伊勢三ツ井線については文章の中で国道22号の東西の線形を変更するとありますが、この交差点に関して、右折車線が設けられるかという確認が、この審議会で伝えるのはふさわしいかわかりませんが、疑問として提示させていただきます。

事 務 局

まず1点目の構造物の形状の変更が可能かというところですが、今回、名岐道路については、高架形式となる計画としてお願いしたいところです。その中の車線数や右折帯は今回お示ししておりますので、ご理解いただきたいと思います。2点目の岐阜方面への延伸につきまして、今回、国と協議する中で、交通需要の観点と今後の交通状況を踏まえながら、北の方の延伸についても検討していくということ伺っておりますので、今後どうして

いくかは交通状況も踏まえながらということでございます。あと3点目の今伊勢三ツ井線の右折車線について、資料の計画図(2)のところ、国道22号線と今伊勢三ツ井線の交差点の右折車線についてということで良かったでしょうか。

委 員 国道22号に右折帯が設けられるかどうかということです。

事務局 新設交差点の国道22号線に右折帯を設ける予定です。

会 長 今伊勢三ツ井線の方はどうでしょうか。

事 務 局 今伊勢三ツ井線についても右折レーンを設ける予定です。

会 長 そうですね。おそらく国道 22 号に出てくる交通が結構でてきますので、右折レーンは必要かなと思います。

委員 詳細を教えていただきたいのですが、3・1・4号国道22号線で、先ほど大垣江南線との立体交差部については、本線と沿道に高低差が生じるため、それで副道を設置されるということで変更がありますが、高低差が生じる理由を教えていただきたいと思います。

事 務 局 現在、国道 22 号と大垣江南線は立体交差となっており、また、このすぐそばでは日光川 を橋梁として渡河しています。その両方を越える高さでは、沿道との高低差が生じるた め、副道を設置し、沿道利用が可能となるよう計画しています。

会

長

高低差はどの程度あるのでしょうか。

事務局 こちらは、橋梁形式で渡っておりまして、高さについては確認いたします。

季 員 3・4・19号今伊勢三ツ井線と3・5・31号光明寺街道線では、自転車通行帯を配置するとありますが、この各路線の前後の自転車通行帯が整備されていて、設置することにされているのかということと、そのまま続けて自転車が走れるようになるのか教えて頂きたいです。

事 務 局 光明寺街道線については、自転車活用推進計画で整備する路線となっておりますので、 今回の整備に伴って自転車通行帯を設ける計画となります。交差点部においてもガイドラ インに基づいて、幅員を確保する計画でございます。

会 長 もう一点は、連続性に関することかと思います。ここだけでなく、後が整備されていないのではあまり意味がないのではという意見かと思います。

事 務 局 連続性についても、ネットワークということでもございますので、関連する道路に伴って、所管する関係機関とも整備促進に向けて取り組んでいきたいと思います。今回整備す

る区間も当然ですが、連続性についても勘案して、関係機関と進めていきたいと思います。

会 長

今の自転車通行帯は、整備した後は規制をかけますか。それはまた後の問題で、今は自転車通行帯として用意するということですかね。そのときに、図を見ると路肩を含めて1.5mなので、本来は路肩と分けていただきたいので若干狭いのかなという印象もあります。ですので、街渠や側溝を設ける場合は、スリット型など少しでも自転車の通行空間が広くなるような工夫を、これは要望になりますが、実際につくられるときはそういった点も考慮していただきたいと思います。

会 長

今回、一宮インターチェンジを改築する理由を教えて頂けますでしょうか。

事 務 局

今回、一宮インターチェンジにつきましては、名神高速道路や名古屋高速道路からのアクセスが出来ない方面があったため、今回の整備に合わせて、フルジャンクション化する予定でございます。イメージ図の青い線で書いてありますとおり、名古屋高速道路を南進して、名神高速道路へ行けますし、名神高速道路から来た車も名古屋高速道路へ行けるようになるということです。

会 長

今は、かなり限定されていたということでしょうか。

事 務 局

名神高速道路から来て、名古屋高速道路の北側にいけないため、新たに設けるということです。

会 長

これで各方面から出入りできるということですね。

委 員

構造に関してこれで決定ということですが、今の名神に接続する道路の結節点が今の道路の一番西側につながるという話について、今、名古屋高速道路の北の方から来た車が名神高速道路を使えるようになるという話ですが、名古屋方面からの車は主に大阪方面へ向くが、それを小牧の方へ行きたいといったときに、その車列をぶった切って、左側から右側に行かないといけないということもあって、スムーズにいけるのか確認がしたかったところです。

事 務 局

委員のご指摘のとおりそういったところについても関係機関と調整していて、ご意見についても賜りながら、進めていきたいと思っています。

会 長

よろしくお願いします。他にいかがでしょうか。

委 員

資料の5ページ、3・1・4号国道22号線は自転車歩行者道となっています。自転車と歩行者が分離されておりません。ここは、自転車のネットワークに入っていないのでしょうか。

事務局 一宮市の自転車ネットワーク計画上は入っておりません。

委 員 わかりました。ここは自歩道として整備するということですね。ただ、今は、道路構造 的には交通安全面を考えて、高速、中速、低速と分ける方向にあるので、自歩道で5mあるので、視覚的にも分離する方向で考えていただきたいなと思います。

事 務 局 自転車と歩行者とを分けていくというご意見として承りました。

季 員 本当は分離するのが理想ですが、それは 5mあれば着せ替えも可能と思います。将来ネットワークに入れるというときに、5mあれば 2mくらいの自転車道がつくれるという意見です。

季 員 ちょっとピントがずれた質問かもしれませんが、一宮木曽川ジャンクションのところで 赤く線で囲われた計画予定地のところ、ここにかかる建築確認申請が出た場合はどのよう な説明をされるのか。また、今後の地域住民への説明はされると思いますが、どのように されるか知りたいということ。完成の目標はいつぐらいになるかということも、分かる範囲でお願いします。

事 務 局 現時点では都市計画決定されていませんので法の網はかかっていませんが、今後、都市 計画決定され法の網がかかれば、都市計画法の53条の申請が必要になってきますので、都 市施設にかかるものであれば、事前申請をしていただき、一定のものについては許可をし ていくものです。2点目の住民への説明についてですが、事業が始まる前に地域の方につ いても住民説明会していく予定です。

事務局 都市計画決定にかかわる説明会はすでに終了しています。今後、工事実施段階においては、事業者から工事実施に応じた説明が行われると思います。

事 務 局 今後のスケジュールについては明確に何年を目標、何年後を目標とは言えませんが、市 としては早期に事業化できるように取り組んでいきたいと思っております。

会 長 他にいかがでしょうか。

事 務 局 先ほどの高低差の話ですが、縦断図を見ても高さが高いところ低いところありまして、 明確に何mかはお答えが難しいですが、概ね 4、5mあります。

事 務 局 補足させていただきますと、大垣江南線の高さ制限が 4.2mですので、5m程度あるかなというところですね。

会 長 (立体交差部について)建築限界は関係ありますかね。

事 務 局 建築限界は関係ないです。

会長そこは関係ないということですね。

会長他にご意見はございませんか。それでは、採決をさせていただきます。

議案第1号 尾張都市計画道路の変更(愛知県決定)について、原案のとおり可とする 旨、答申することにご異議ございませんか。

各委員異議なし。

会長りがとうございました。

ご異議ございませんので、原案のとおり可とする旨、答申することに決定をいたします。

会 長 つづきまして、議案第2号 一宮市都市計画に関する基本的な方針の改定についてご審議 賜りたいと思います。

事務局、説明をお願いします

事務局はい、会長。

会 長 はい。

事務局 それでは、議案第2号、一宮市都市計画に関する基本的な方針の改定について、ご説明いたします。

本議案につきましては、一宮市都市計画に関する基本的な方針の改定にあたり、都市計画審議会のご意見をお聴きするものです。

それでは、青色のインデックス別紙の1ページ目をご覧ください。A3サイズ縦で記載されたページとなります。

前回第1回の審議会でお示ししました一宮市都市計画に関する基本的な方針(素案)を、令和5年12月12日から令和6年1月12日までパブリックコメントを実施し、16名の方から36件の意見をいただきました。

いただいたご意見を4つの区分に分けたものが上段にあります意見の内訳の表でございます。まず、アとして、序論、第1章に関すること、そして、イの第2章 全体構想に関すること、ウの第3章 地域別構想に関すること、そしてエのその他となります。それぞれの意見の項目と件数は表記のとおりです。

また、中段になりますが、意見への対応として、(1)の既に意見の趣旨が計画(素 案)に盛り込まれているものとして15件、と(2)の今後の参考とするもの、その他として25件に区分けをし、それぞれの主な意見を下にまとめております。

青色フォントで示されている意見番号は、次ページ以降にあります番号を示しており、 ページ数は計画書の該当箇所を示しております。

また、いただきましたご意見の概要とそれに対する市の考えを、別紙の2ページ以降に まとめてあり、こちらを市公式ウェブサイトにて公表予定であります。なお、説明につき ましては、時間の都合上、割愛させていただきますが、今回のパブリックコメントを受けての都市計画マスタープランの記載変更はありません。

また、パブリックコメントの実施とあわせて、素案の説明会を令和5年12月14日 (木)と17日(日)の2回開催し、合計で16名の参加がありました。説明会でいただいた意見としましては、パブリックコメントと同様で、尾張一宮パーキングエリア周辺の整備方針、名岐道路の整備効果、市街化調整区域における開発等に関するものでございました。

続きまして、インデックス議案第2号の青色インデックス計画書をご覧ください。前回 からの変更点のみ説明させて頂きます。

計画書の1ページ目をお願いいたします。改定の背景が記載されたページになります。 前回の素案におきましては、名岐道路の都市計画決定手続きや、スマートインターチェン ジ優先検討箇所の位置づけを背景として記載しておりましたが、前回の都市計画審議会で の意見を踏まえ、最終案におきましては、これに加えて、現況整理の見直しや社会情勢の 変化に対応することを追加いたしました。なお、記載内容につきましては、パブリックコ メント開始前に変更する旨を、書面報告させて頂きご了承いただいているものとなってお ります。

計画書の6ページ目をお願いいたします。都市計画マスタープランの位置づけと構成が記載されたページになります。上位計画において、市の上位計画が2つ記載されております。2つ目の上位計画についてですが、以前お示しした素案においては「一宮市まち・ひと・しごと創生総合戦略」となっておりましたが、これを「一宮市デジタル田園都市構想総合戦略」へ修正しております。総合戦略におきましては、都市マスと同様に今年度末に改定予定で作業が進められているところであり、このたび総合戦略の新たな名称が決まりましたので、修正を行っているものです。

続きまして、10ページ目をお願いいたします。一宮市の上位計画を記載しているページとなります。先ほど「一宮市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に関しまして、「一宮市デジタル田園都市構想総合戦略」として、現在、改定作業が進められていることをご説明しましたが、このたび、総合戦略の基本目標と基本的方向の中の項目を一部修正する形で素案がまとまりましたので、記載の一部を修正するものです。なお、総合戦略は今年度末に改定予定の為、都市マスの公表にあたっては、仮称の記載は削除予定です。

続きまして、31ページ目をお願いいたします。第1章 都市の現況と課題におきまして、災害に関する事項の現況と課題を整理したページになります。前回の都市計画審議会において防災に関する担い手育成についてご意見をいただきましたことを受けて、青囲みで記載しています課題部分におきまして、新たに地域防災の担い手育成について追加しております。なお、記載内容につきましては、パブリックコメント開始前に変更する旨を、書面報告させて頂きご了承いただいているものとなっております。

続きまして、計画書の46ページ目をお願いいたします。第1章 都市の現況と課題におきまして、まちづくり活動の担い手育成に関する事項の現況と課題を整理したページになります。現況の整理部分におきまして、新たに防災に関する取組みについて追記するとともに、自主防災リーダー研修会の写真を追加しております。こちらも前回の都市計画審議会での意見を受けての変更となります。なお、記載内容につきましては、パブリックコメント開始前に変更する旨を、書面報告させて頂きご了承いただいているものとなっており

ます。

続きまして、計画書の49ページ目をお願いいたします。第2章 全体構想におきまし て、計画フレームを記載したページになります。下段部分に記載の産業系市街地につい て、産業系市街地の補足説明を追記しました。こちらにつきましても、前回の都市計画審 議会での意見を受けての変更となります。なお、記載内容につきましては、パブリックコ メント開始前に変更する旨を、書面報告させて頂きご了承いただいているものとなってお ります。

続きまして、計画書の63ページ目をお願いいたします。第2章 全体構想におきまし て、都市防災の方針を記載したページになります。防災意識の高揚と支援に向けた方針に おきまして、新たに自主防災リーダー育成について追記しております。こちらにつきまし ても、前回の都市計画審議会での意見を受けての変更となります。なお、記載内容につき ましては、パブリックコメント開始前に変更する旨を、書面報告させて頂きご了承いただ いているものとなっております。

以上が前回からの変更点となっております。配布資料にあります青色インデックス「概 要版」につきましては、本計画案を 20 ページにまとめたものとして、本計画の公表にあわ せ概要版として公表予定であります。

今後の手続きとしましては、本日ご審議いただきましたのち、3月の市議会に報告後、 公表する予定でございます。

以上で、簡単ではありますが、「一宮市都市計画に関する基本的な方針」の改定につい ての説明を終わります。

会 長 はい、ありがとうございました。それでは、この案件のご審議をお願いいたします。

> 既に意見の趣旨が計画に盛り込まれているものの中で、市の考え方の一覧を見ますと、 員 例えば6番目の回答の中に、道路整備プログラムの検討を行うなど計画的な整備を進める 方針と回答されており、この道路整備プログラムの検討というものが何回か出てきます。 この道路整備プログラムについて確認しましたが、市ウェブサイトでは掲載されておら ず、市民に対して既に計画に盛り込まれておりますと回答されていますが、どの計画を指 すのか、お考えをお聞かせください。

計画書の56ページ(2)都市施設の方針①道路■幹線道路の方針において、道路整備プ 務 局 ログラムの検討を行うなど計画的な整備を進める旨、記載がございますので、今後検討を しながら、未整備区間の整備を進めていくといったことでございます。現在、道路整備プ ログラムとして決まっているものではございません。

員 検討を検討するといったことでしょうか。ちょっと意見された市民の方にしてみると、 期待値でしかないといった感覚を受けました。

それと、もうひとつよろしいでしょうか。一宮市景観基本計画についても回答されてお りますが、一宮市景観基本計画について市ウェブサイトで検索してみましても最新のもの が見つけられないのですが、それに対してどういった考えか、市民の立場になって考える と疑問が湧いた次第でございます。

委

事

委

事務局 景観基本計画については昔のものでございまして、景観計画については令和3年度の策定でございます。

事 務 局 景観計画につきましては令和3年度が最新のものでございます。確認はとれておりませんが、市ウェブサイトにはしっかり最新のものを掲載するようにしたいと思います。

事務局 景観計画と景観基本計画は別の計画でございまして、昔の景観基本計画に基づいて作成したものが景観計画でございます。景観計画は公園緑地課のウェブページに掲示しております。

会 長 景観計画を関連計画としてはいけないのでしょうか。 関連計画で景観基本計画が掲載されているところもあると思いますので。

事務局 今回の改定にあたり、関係部署と調整しておりまして、担当部署からは景観基本計画が 妥当ということで伺っております。

委員 行政側の方はみなさん詳しいことをご存じなのですけれど、11番目の意見を拝見しますと一生懸命に考えて意見を提案してくださっていますけど、回答が分かりにくかったので、もうちょっと親切に丁寧な回答をしていただけるといいのかなあと思いました。

事務局 景観基本計画に基づいて、景観計画を作成しているのですが、元が景観基本計画になりますので、上位計画にあたるものということで景観基本計画を関連計画に掲載しているといったところでございます。

会 長 景観基本計画はいつ策定されて、目標年次はどのようになっているのでしょうか。

事務局 景観基本計画は平成21年に策定されて、それに基づいて景観計画を令和3年に策定したといったところでございます。

会 長 市民の方が分かるかどうかといったところだと思いますので、考え方として例えば、回 答にリンクを貼り付けるなど、もう少し丁寧に説明できるといいと思います。

事務局 担当課ともう一度調整させていただいて、関連計画を景観計画にする等対応を検討した いと思います。

会 長 わかりました。あと先ほどの道路整備プログラムですか、現状ない計画を回答にいれているので、計画の名称よりもこういったものを検討しますといった回答のほうがいいと思います。

委員いかがでしょうか。

委 員 はい。ありがとうございました。

会 長 ほかに如何でしょうか。

事 務 局 都市計画マスタープランにおきましても、計画書の62ページに環境形成の方針として、 基本的な方針として掲げていますので、関係部署と調整しながら取り組んで参りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

員 ありがとうございます。市民の方のこういう声もあるので、世界的な情勢を考えながら 農業を守っていかなければならない面もあるので、よろしくお願いしたいと思います。

会 長 ほかに如何でしょうか。

員

委

委

別紙の意見 13 のこぎり屋根の保全活用に関する考え方として、計画書の 77 ページ、98 ページ、99 ページを挙げておられまして、77 ページで緑・景観・環境の方針に挙げていると思いますが、工場のリノベーションを推進しますといったやや限定的な記述という気がしまして、もっと幅広い推進の仕方の書き方でいいのかなと思ったことが一つと、のこぎり屋根工場というのを、その項目の下に記載のある特色ある景観資源として位置付けているのかどうか、気になりました。もしそうであるなら、項目の順番を入替たほうが分かりやすいのかなと。先に地域の特色ある景観資源の話があり、具体例としてのこぎり屋根工場や蔵などのほうが分かりやすいのかなと思いました。のこぎり屋根工場や蔵というのを1番目の項目に挙げクローズアップしているのでしょうが、順番が分かりにくくなっているような気がしました。

事務局 ご意見ありがとうございます。尾西北部、南部での記載のところでございますが、今回 部分改定ということでございまして、今回のご指摘についてはご理解しました。

委 員 大きく変えなければいけないというわけではありませんが、次に反映される形でいいか

なと思います。

会 長 はい、ありがとうございます。 ほかに如何でしょうか。

委 員 計画書におきまして、ニューノーマルへの適応の表現ですね。コロナ禍でニューノーマルという言葉が頻繁に使われるようになったわけですが、計画書の後ろ用語解説一覧に記載がありません。計画書にはカタカナ用語が多いものですが、新しく使われるようになった言葉の解説が足りないなと思いました。

事 務 局 ご意見ありがとうございます。ニューノーマルについて、今回記載したところもございます。この言葉につきましては、計画書の2ページ本文中に、テレワークの急速な普及、自宅周辺での活動時間の増加等、人々の生活様式は大きく変化(ニューノーマル)とあり、こちらのほうでお願いしたいところです。ただ今後につきましては、ご意見もございますので、次の改定にはこれを踏まえて対応したいと思っております。

委 員 気になったのは、目次にニューノーマルへの適応とあるので、言葉の解説が欲しかった なというところです。

会 長 事務局としては、2ページに記載があるのでご理解いただきたいといったところでしょうか。それでは、例えば都市アセットのアセットとはなんでしょうか、記載はありますか。

事 務 局 都市アセットにつきましては、2ページ目の下の方に記載してあります。

会 長 確かに記載してありますね。では、ワークライフバランスはどうでしょうか。 カタカナ用語を一度確認されたほうがいいと思います。

事 務 局 │ 全体をもう一度見直し、用語説明に加えるようにしたいと思います。

会 長 最近使われるようになった言葉には注意してください。用語はまだ差し込み出来ます か。

事務局できるだけ意に沿えるような形で調整しながら、出来る限り取り組んでいきたいと思います。

会 長 言葉でも前後の文書で分かるものであればいいかなと思いますが、確認をお願いしたい と思います。

会 長 ほかに如何でしょうか。他にご意見なければ、採決をさせていただきます。 議案第2号 一宮市都市計画に関する基本的な方針の改定について、原案のとおり可とす る旨、答申することにご異議ございませんか。

各 委 員

異議なし。

会 長

ありがとうございました。

ご異議ございませんので、原案のとおり可とする旨、答申することに決定をいたします。

会 長

では、続きまして報告事項に参りたいと思います。報告第1号 市街化調整区域内地区計画運用指針の改定について、報告いただきたいと思います。では事務局よりお願いいたします。

事 務 局

はい、会長。

会 長

はい。

事 務 局

それでは、報告第1号 市街化調整区域内地区計画運用指針の改定について、ご説明いた します。

市街化調整区域内地区計画運用指針とは、議案第2号で承認いただきました、都市計画マスタープランの54ページに記載されております、いわゆる市街化調整区域の土地利用の方針のことでございます。市街化調整区域というのは、開発を制限しておりまして、市街化区域ではできないもの、あるいは、市街化調整区域でどうしても必要があるもの、つまり、都市計画法第34条の第1号から14号の規定に該当するものは許可されることとなっております。逆に言えば、そうでない場合は、市街化調整区域においては開発ができないものとなっております。その都市計画法第34条第10号において、地区計画の区域内で、当該地区計画に定められた内容に適合する開発行為であれば、開発が許可できるものとされております。つまり、地区計画を都市計画決定することで、本来は開発できないような区域であっても開発が可能になるということでございます。具体的には、地区計画を都市計画の提案が市民の方、あるいは民間業者などから発意された場合に、地区計画を都市計画決定するかどうかの判断基準としまして、この運用指針を平成29年4月に策定済みでありまして、その一部を今回改定するものでございます。

改定に至った経緯としましては2点ございます。1点目は、愛知県におきまして市街化 調整区域内地区計画ガイドラインが令和5年12月に部分改正されたことです。ガイドライ ンとは、地区計画を決定する際の知事協議において、県の判断基準及び基本的な考え方を 示したものです。県のガイドラインにおいて、水害リスクに対する検討の追加がありまし たので、これにあわせ改定を行います。

2点目は、人口減少下における地域コミュニティ維持を目的として住居系地区計画の活用を一宮市としては促進させたい思いはあるものの、その実績に乏しい現状にあるため、住居系地区計画の運用指針を緩和するものです。

これより改定の内容に関しましてご説明いたします。赤色インデックス報告第1号の4ページ目をご覧ください。

まず、1つ目としまして、運用指針3の取扱いについて、変更するものでございます。 県ガイドラインの水害リスクに対する検討の追加にあわせ、朱書き部分の変更、もしくは 追加を行います。水害リスクへの対応として、地盤面や床面の高さの最低限度を定めるこ とや、避難施設及び避難方法等を確保することを明文化しました。

続きまして、6ページ目をご覧ください。2つ目の変更点としまして、運用指針4、地区計画の策定内容に関する事項に朱書き部分を追加します。こちらは、先ほどご説明しました水害リスクに対する対応に関連する部分になりまして、地区計画に定める事項として地盤面や床面の高さの最低限度を追加します。

続きまして、8ページ目をご覧ください。3つ目の変更点としまして、地区計画の類型別 運用基準の住居系におきまして、朱書き部分を変更いたします。数値基準におきまして は、住居系地区計画の活用促進に向け、緩和を図るものです。また、地盤面や床面の高さ の最低限度につきましては、水害リスクへの対応に関連する部分として追加しているもの です。なお、9ページ目、10ページ目におきましても、地盤面や床面の高さの最低限度を あわせて追加しております。

なお、本運用指針は来年度の令和6年4月1日より施行予定でございます。また、来年度のお話にはなりますが、最近一宮市内において物流施設の建設が急増している現状を踏まえ、安全面・交通面をより配慮できるよう、工業系地区計画の運用基準を見直す考えであります。その際には改めてご報告させていただく予定であります。

報告案件の説明は以上となります。

会 長

ありがとうございました。それでは、ご質問等ございましたらお願いいたします。

委 員

8ページにあります運用基準におきまして、鉄道駅周辺型と地域拠点地区型の面積と範囲につきまして、1 ha 以上 20ha 未満の概ね整形な区域とありますのが、今回、これが原則といった形に変更になったということですが、この原則につきましては、1ha に満たないものにあっても許可を出すというのは理解できますが、20ha を超えたものであっても大体 20ha であれば許可する、要は原則という言葉は1 ha 以上にも、20ha 未満にもかかってくるのかどうか、確認をさせてください。

それから、注釈の※2にあります2つ目の項目の末尾の表示が切れているように見えるので、もしこれに大事なものがあれば、説明を加えていただきたいと思います。

事 務 局

原則にかかるものは 1ha でございます。今回ご指摘がございましたので、原則 1ha 以上で、20ha 未満と追記を考えております。

2点目の※2の記載についてですが、「区域。」が正でございます。大変失礼しました。 もう1カ所、10ページにも※2の末尾の未記載について、「該当するものとする。」と なります。

会 長

ありがとうございます。ほかに如何でしょうか。

委 員

先ほどの原則 1ha というのは、1ha にちょっと満たないものが見受けられたということで、実態を見て判断されているので良いと思ったのですが、0.5ha とか細かく分けていく

にあたって、そもそも鉄道駅の徒歩圏とか市庁舎や出張所の徒歩圏、それから既存集落といったものが、市街化調整区域にどの程度あって、これから先どの程度見込めそうかというところの検討はされているのでしょうか。市街化調整区域ですので、あまりざっくりでやってしまうと、たくさんのところが該当してしまうようになったりして、開発をどんどん進めていくための都市計画にもなるので、市の政策上の観点から進めていくことは構わないというところで考えているのかもしれないですけれども、実際にどれくらいの面積があるのかとか、分布がどうなっているかとか、これまで検討の経緯というか、この数字に至った経緯を教えていただけたらと思います。

事 務 局

市内の4割が市街化区域内で、6割が市街化調整区域内ですが、その6割の中に人口の4割が住んでいるというところです。過去の都市の成り立ちにおいても、旧市の市町が合併してとの経緯がございます。そのようなところのコミュニティをいったところでDID地区についても、都市マスのほうに記載がされておりまして、一定の既存集落については把握をしているところでございます。ただ、この集落がどの地区で、どの面積で、どういった形であるかまでは把握はしておりません。委員が言われるように今後そのような観点も踏まえて進めていきたいと思います。

会 長 ありがとうございます。ほかに如何でしょうか。

委員

簡単なことを確認したいのですが、類型別運用基準の類型というのは、市街化調整区域 は必ずどれか一つに当てはまるということでしょうか。該当しない場所もあるのでしょう か。

事 務 局

該当しないところもあります。

委 員

該当しない場所は結構たくさんあるのですか。

事 務 局

全体図面において、鉄道駅から800m、地域拠点についても出張所から800mと全て調べております。既存集落についても、該当するおおよその場所をみております。

委 員

大勢の方が市街化調整区域に住んでらっしゃることを考えると、広い範囲が類型に該当するのかなという気もしつつ、とは言え集約しているのかなというのをお聞きしたくて聞いてみました。

会 長

確認ですが、4ページ、5ページの運用指針3の取扱いですけど、この表現は県のマニュ アルを受けてそのままということでよろしかったでしょうか。

事 務 局

その通りでございます。県のガイドラインの通りでございます。

会 長

ほかに如何でしょうか。特にないようでございますので、報告事項を終わります。それでは、以上をもちましてすべての議案ならびに報告事項を終了しました。ご協力ありがと

うございました。では、進行を事務局にお返しします。

事 務 局

会長どうもありがとうございました。

本日は大変お忙しい中、長時間にわたりましてご審議いただきありがとうございました。これをもちまして、令和5年度 第2回 一宮市都市計画審議会を終わらせていただきます。

本日はありがとうございました。

閉 会 午前11時00分